

下野市地域福祉計画及び活動計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方について

地域福祉計画及び活動計画の策定にあたっては、下野市の地域福祉の推進のため次に掲げる視点に基づき、計画策定の段階から多くの市民参画の機会を設けながら進めていくものとする。

(1) ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり

地域住民の一人ひとりが地域の課題を自らの課題として当事者意識を持ち、交流拠点の活用により様々な人とのふれあいを積極的に深めていくことが必要です。

そのためにも、地域における支え合い活動の中心となる住民組織等の組織体制の強化推進や支援を必要とする人の把握や見守りによる地域支え合い体制の充実に努めます。

さらに、地域コミュニティの活性化や地域活動の充実による助け合いが自然に生まれる絆づくりを推進します。

(2) 安全・安心な暮らしやすいまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らせるよう福祉サービスの充実を図ることが必要です。そのためにも、情報を知らないことにより、必要なサービスを受けられないことがないよう情報提供や気軽に相談できる体制の充実に努めます。

また、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って暮らせる社会づくりを推進します。さらに、緊急時を見据えた防災体制の強化や保健・医療・福祉の連携強化を図ります。そして、防犯や交通安全対策の推進による地域全体の安全に取り組みます。

(3) 地域福祉を推進するためのしくみづくり

市民一人ひとりが、地域福祉の担い手であることを自覚し、主体的に地域活動を推進できるよう活動しやすい環境づくりが必要です。

そのためにも、福祉教育や人権意識の醸成を図るとともに、多様な地域課題に対応できるよう福祉講座を充実することで、地域の福祉力の向上に努めます。また、地域福祉を積極的に展開することが期待される地域のリーダーやコーディネーターの発掘・養成を進めます。さらに、地域住民を中心とした地域福祉が確実に推進されるよう、連携体制の強化を図ります。

(4) 市民の「幸福度」向上を目指す

「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の将来像へ向けて、市民が暮らしやすく、幸せを実感できるよう、地域の幸福を高めるための具体的な政策を提示します。

2 地域福祉計画及び活動計画の一体策定について

○地域福祉計画・・・地域福祉推進のための基盤や体制をつくる

○地域福祉活動計画・・・地域福祉推進のための民間の活動・行動計画

両計画を一体となって策定することにより、役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

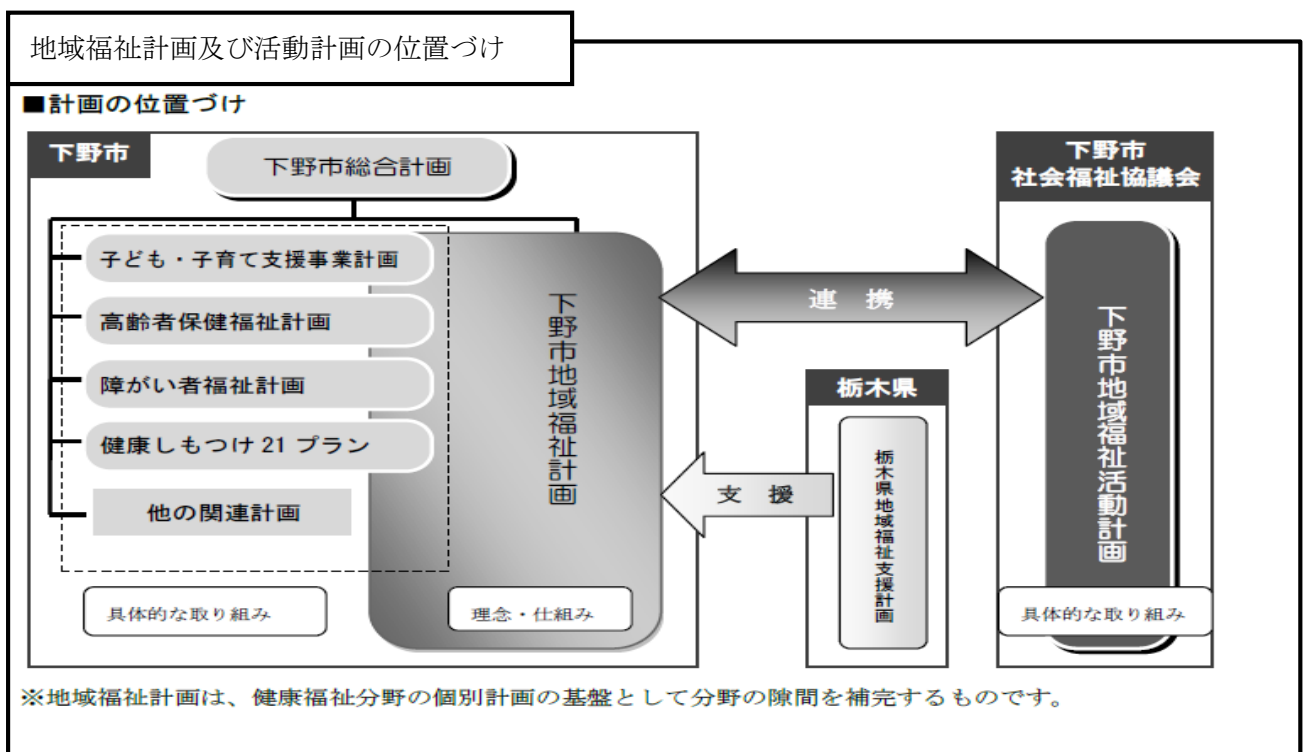
3 計画の実施・策定期間について

- (1) 実施期間 地域福祉計画 平成29年度から平成34年度
地域福祉活動計画 平成29年度から平成34年度
- (2) 策定期間 地域福祉計画及び活動計画 平成28年度の1年間

4 計画の位置づけについて

地域福祉計画は、下野市総合計画を上位計画とし地域の生活課題の解決に向けて、分野や対象者を横断的にとらえ、個別計画と連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標として、計画の実行主体は行政と市民等になります。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、具体的な活動内容を示す計画で、両計画は共同の関係にあり、相互に補完しあいながら計画を一体的に推進し、地域福祉の推進を目指すものです。



5 策定の体制について

【策定組織】

